

副 本

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件


控訴人兼被控訴人（一審原告） アンビカ・ブダ・シン

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京都 外1名

答 弁 書

令和6年1月24日

東京高等裁判所第9民事部A2係 御中

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京都指定代理人 大 塚 啓 

同 河 方 伸 弥 

同 寺 本 孝 規 

同 前 田 香 里 

同 布 川 尚 基 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審原告の一審被告東京都に対する控訴を棄却する
- 2 一審原告と一審被告東京都との間に生じた控訴費用は、一審原告の負担とするとの判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮に、その宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 一審被告東京都の主張

一審被告東京都の事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論及び一審被告東京都の令和5年7月7日付け控訴理由書において主張したとおりであり、一審原告の令和5年8月31日付け控訴理由書(その1)(以下「一審原告控訴理由書(1)」という。)における主張は、原審における繰り返しか、あるいは、独自の見解に基づき原判決を批判するものにすぎず、それらの主張に理由がないことは原審における一審被告東京都の主張及び原判決の判示から明らかであるが、一審被告東京都は、以下のとおり、一審原告控訴理由書(1)における一審原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本書面において新たに用いるもののほかは、一審被告東京都の従前の例によることとし、原審における口頭弁論調書添付の反訳書の引用については、証人名及び該当ページのみを記載する。

第3 一審原告の主張(一審原告控訴理由書(1))に対する反論

1 法律要件充足義務に関する主張について

(1) 一審原告の主張

一審原告は、保護室収容後に戒具を使用する場合には、保護室収容後にもなお保護室収容要件と同一である刑事収容施設法213条1項の戒具使用の要件が認められた場合に限り戒具使用が認められるべきで、入国者収容所又

は収容場（以下「入国者収容所等」という。）における戒具の使用を定めた「戒具の使用要領」（甲50号証）を類推適用ないしは準用して保護室収容後の戒具使用は原則禁止とすべきであり、保護室収容後もなお戒具使用要件が認められる場合に限り戒具使用を認めるという厳格的な抑制的判断を行うべきであるところ、丙5号証動画2をみても亡アルジュンが自ら暴れているという事実はないし、留置課員は、保護室に収容した直後に亡アルジュンへの戒具の装着行為を開始しており、保護室収容後に戒具を使用する真の必要性が認められると判断した上で戒具を使用したものと認められないことは明らかであるから、亡アルジュンに戒具使用の必要性があったとした原判決の判断は誤りである旨主張する（一審原告控訴理由書(1)3ないし10ページ）。

(2) 一審被告東京都の反論

ア そもそも、一審原告が指摘する入国者収容所等における戒具の使用を定めた「戒具の使用要領」（甲50号証）は、出入国管理及び難民認定法により入国者収容所等に収容されている者の適正な処遇を行うことを目的として定められた被収容者処遇規則（丙53号証）に規定する戒具の使用を適正に行うために定められたものである上（同規則1条参照）、ここにいる戒具のうち第二種手錠は、留置課員が使用したベルト手錠とは全く異なる形状をしていること（丙16号証4ページ及び丙6号証写真1及び2、丙53号証）からも明らかなおり、収容の根拠法令や使用される戒具の形状がもとより異なるものであるから、本件のような留置施設における戒具使用において、入国者収容所等における戒具の使用を定めた「戒具の使用要領」が類推適用ないしは準用されるとする主張自体、前提を欠くというほかない。

イ この点をおくとしても、一審被告東京都の令和4年12月27日付け準備書面(11)（以下「一審被告都準備書面(11)」という。）第2の4（9ないし13ページ）において詳述した、留置施設内の防犯カメラ映像（丙5号

証) 並びに同映像に整合する宮本警部補及び中村警部補の証言に基づく事実関係のとおり、亡アルジュンは、宮本警部補らから逃げるようにして廊下を歩き出し、当該行為を制止した同警部補らが亡アルジュンを居室内に入らせようとしても、居室出入口の扉の縁に手を掛けて強く入室を拒んだり、奥出巡查長の服や中村警部補の腕をつかんだり、背後からその身体を抱えていた古嶋巡查長が居室の扉で体を打ち付けるほどの強い力で体を揺らしながら暴れるなどした上、保護室に連行されている途中にも両腕を振り上げようと力づくで暴れ続けていたものであり、保護室に収容するに際しても、(その前段で) 逃げるため居室から出ようと暴れていたのと同様に、保護室内から逃げ出そうと激しく暴れるおそれが現実的に認められる状況にあったのであるから(こうした亡アルジュンの暴れの状況を捉えた防犯カメラ映像〔丙5号証〕はコマ送りのようになっているため、これのみではその激しさが認識しづらいかもしい。しかし、例えば、留置課員がベルト手錠を外そうとした際に、亡アルジュンが激しく両手を上下させている場面の防犯カメラ映像とハンディカメラ映像を見比べてみれば〔丙5号証動画5「09:00:53」～「09:01:08」の頃と、乙5号証「03:40」～「03:55」の頃〕、コマ送りの印象以上に激しい暴れがあったことは明らかであり、保護室収容の際の場面においても、亡アルジュンの暴れは相当に強度なものであったといえる。)、保護室に収容した後においてもなお、亡アルジュンにベルト手錠等を使用する必要があったことは明らかであり、当時の状況下でその必要性を認めた留置課員の判断に何ら不合理はない。

この点については原判決も、上述の事実関係と同様の事実を認定した上で(原判決24及び25ページ)、亡アルジュンを保護室に収容する段階において、同人について刑事収容施設法213条1項1号ないし3号の要件を満たし、戒具使用の必要性があるとした留置課員の判断に不合理な点

があったとは認められないと判示しているところである。

ウ これに対し、一審原告は、留置課員は保護室に收容した直後にベルト手錠の装着行為を開始しているから、保護室收容後に戒具を使用する真の必要性を判断していない旨主張するが、上記イのとおり、亡アルジュンは保護室收容前から複数の留置課員をもってしても居室に入室させることができなくなるほど暴れ続けていたもので、その暴れは保護室に連行されている途中においても収まることはなかったのであり、保護室收容と同時に亡アルジュンにベルト手錠等を使用しなければ、同人が保護室から逃げだそうとして暴れることにより自身を傷つけたり、あるいは、これを制止しようとした留置課員に危害を加えたり、更にはその過程で留置施設の設備等を損壊するおそれがあったのであるから、保護室に收容した直後にベルト手錠の装着行為を開始したことをもって、戒具使用の必要性判断がされていないということになるものではない。

エ また、一審原告は、保護室收容後の戒具使用は原則禁止すべきであると主張するところ、一審原告の令和4年12月27日付け最終準備書面（5ページ）において、保護室に收容されれば逃走は不可能であるし、保護室内には誰もいないから他害も不可能であると主張していることからすると、一審原告の主張は要するに、亡アルジュンを保護室に收容すれば、必然的に逃走のおそれや他害のおそれがなくなるから、保護室收容後の戒具使用の必要性はなかった旨をいわんとするものと解されるが、上述した保護室收容時の亡アルジュンの状況からして、保護室入室後も自傷や設備損壊のおそれがあったことは明らかであるし、留置課員が保護室に出入りする際における他害や逃亡のおそれがあったことも明らかであるから、この点についての一審原告の主張もまた失当である。

加えて、保護室收容後においても、亡アルジュンに逃走、自傷、他害及び設備損壊のおそれがあったことは、保護室に收容された亡アルジュンが、

ベルト手錠等を装着された状態になってもなお、捕縄をほどいたり（丙5号証動画5「07:04:55」～「07:05:08」の頃、丙38号証写真125ないし131）、壁面に右顔面を打ち付けたり（丙5号証動画5「07:28:28」の頃）、両足で出入口の扉を蹴り上げたり（丙5号証動画5「08:50:50」～「08:51:41」の頃）した上、ベルト手錠を外そうとしたときでさえ、激しく両手を上下させるなどして抵抗したといった客観的状況（乙5号証「03:40」～「03:47」の頃、丙39号証写真2ないし6）からしても、明らかというべきである。

オ 以上のとおり、留置課員が保護室に收容してもなお戒具使用の必要性があると判断したことに不合理な点はないとした原判決の判断は正当である。

2 血液循環阻害防止義務に関する主張について

(1) 一審原告の主張

一審原告は、「ベルト手錠を取り外した直後、アルジュンは、手首から先が赤黒く膨張していたことが認められ、血流が阻害されていた」（原判決32ページ）のであれば、通常そのことからベルト手錠が必要以上に強く装着されていたことが優に推認されるにもかかわらず、原判決は血液循環阻害防止義務違反を認めなかったものであり、この判断は誤りである旨主張する（一審原告控訴理由書(1)12ページ）。

(2) 一審被告東京都の反論

しかしながら、一審原告が主張する血液循環阻害防止義務は、必要以上に（被留置者を）緊縛して血液の循環を妨げることのないように留意すべき義務を指すところ、原判決も認定するとおり、そもそも、留置課員において、亡アルジュンを必要以上に緊縛した事実はない（原判決31ないし33ページ）。

この点、一審原告は、亡アルジュンに手首から先が赤黒く膨張していたこ

とを根拠に、必要以上の緊縛があったことを主張するようであるが、救急医学、整形外科学及び医療安全管理学等に精通している中島医師（丙48号証16ページ）の意見書によれば、ベルト手錠を取り外した直後の亡アルジュンの手首から先が赤黒く膨張していたことについては、ベルト手錠装着前からの日焼けによる赤黒さであるなどベルト手錠の影響だけによるものとはいえず、単なる「むくみ」である可能性が高いことに加え（同号証11ないし13ページ）、原判決によっても、亡アルジュンの手首から先の状態は、亡アルジュン自身の行為に起因するものであるから（原判決32ページ）、亡アルジュンの「手首から先が赤黒く膨張していた」ことをもって、直ちに、必要以上に強度の緊縛がされたことにより、「血流が阻害された」などと安易に結論付けられるものではなく、この点に関する一審原告の主張は、原判決の判断を曲解したものであり、失当というほかない。

3 午前9時以前の時点における医師の意見聴取義務等に関する主張について

(1) 一審原告の主張

一審原告は、仮に亡アルジュンに、手の鬱血、膨張等の異常が生じていなくても、ベルト手錠を付けた状態で動き回れば大変な痛みが生じるのであるから、亡アルジュンが動き叫び続けていた時点で、異常を察知し、医師に意見聴取すべきであったとか、ネパール語の通訳を介して対話を重ね、動きを止めれば戒具を外すことができると説明すれば、沈静化が図られた可能性がある旨主張する（一審原告控訴理由書(1)16ページ）。

(2) 一審被告東京都の反論

ア しかしながら、一審被告都準備書面(1)第2の5(3)ないし(8)（14ないし17ページ）において詳述した、留置施設内の防犯カメラ映像（丙5号証）並びに同映像に整合する片渕巡查部長及び中村警部補の証言に基づく事実関係のとおり、亡アルジュンは、ベルト手錠等が装着されてからベルト手錠及び捕縄を外すまでの間、腕や手首をひねってベルト手錠を外そう

として動かしたり、膝を曲げ伸ばしたりして捕縄を手でつかんでほどこいたり、体をひねったりするなどして暴れ続け、ベルト手錠を装着し直す際に亡アルジュンの腕を押さえていた中村警部補が壁に接触したりした事実はあるが、片渕巡查部長が「(戒具を) 取り付けられるのを嫌がって、暴れていたんだと思いました。」(片渕13ページ)、「(相当な痛みがあるから、痛みの余りにもがいていたと) 当時はそのようには思っていない。今も思いません。」(同15ページ)、「私自身が戒具を装着されて、訓練で装着されて、普通にしていれば痛みっていうのはそんなに感じないんです。それを無理やり外そうとすると痛みは感じますけれども。」(同16ページ)、「動かなければ、無理やり外そうとしなければ、激痛が走るというようなことはありません。」(同17ページ)と証言し、中村警部補も「(戒具を装着した状態で) 動かないで固定してると痛みというのはそれほどまではありません。」(中村34ページ)、「痛いからというよりも、外して外に行きたい、逃げたいという気持ちもあったと思います。」(同ページ)と証言するとおり、亡アルジュンは戒具の装着自体の痛みで動き続けて叫び続けていたものであるとは認められない。

この点については原判決も、ベルト手錠等が必要以上の強度で緊縛されていたとは認められず、留置課員が亡アルジュンの身体を拘束したことで、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げたとは認められない旨判示しているとおりに明らかなである(原判決31及び32ページ)。

イ そして、中島医師が、「医療従事者として経験を積んだ者であっても、アルジュン氏の両手の状態、アルジュン氏が戒具を外そうと約2時間にわたって動き続けている状態から、アルジュン氏の生命及び身体に危険が生じる可能性があるとは判断することは困難であると考えられることから、医療従事者以外の者であれば、そのように判断することは不可能である。」、「アルジュン氏が、動かなくなるとか意識レベルが低下するなどがあれば、

状態が悪化したとして救急搬送するとの判断に至ると思われるが、戒具を外そうと積極的に活動している状態で救急搬送すべきと判断するのは困難である。」と意見を述べているとおり（丙48号証13ページ）、留置課員において、ベルト手錠等を外そうと暴れ続けている亡アルジュンの健康状態に特段の変化を見いだした上、医師から意見聴取することは不可能であったというべきであるし、一審原告が主張する対応をとらなかったことについて、何ら不自然不合理なところもない。

ウ また、一審被告都準備書面(11)第2の2及び3（7ないし9ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは、片渕巡查部長のジェスチャーを交えた英語による説明を理解していたことなどからすると、英語についてはある程度理解できたものと認められるところ、片渕巡查部長が「ストップ」などとベルト手錠等を外そうと動くことを止めるよう告げても当該行為を止めなかったり（一審被告都準備書面(11)第2の5(3)14ページ）、倉持警部補が「ビー、リラックス」と落ち着くよう伝えても暴れることを止めなかったり（同6(2)及び(4)17ないし19ページ）、倉持警部補及び中村警部補が「ノーノー」などと手錠を外そうとするのを止めるように注意しても当該行為を止めないなど（前同）、簡単な英語を用いて注意をしても暴れることを止めなかったのであるから、仮にネパール語の通訳を介して一審原告のこのような声かけをしたとしても、これにより事態が沈静化する可能性があったとはいえない。

エ したがって、一審原告の上記主張はいずれも失当である。

第4 結語

以上のとおり、一審原告の一審被告東京都に対する控訴に理由がないことは明らかであるから、一審原告の一審被告東京都に対する控訴は棄却されるべきである。